## (趣旨)

第1条 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第125条第1項 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第37条の規定に基づき、 法第124条第1項の協定の認定に関して必要な基準については、この告示の 定めるところによる。

## (認定基準)

- 第2条 知事は、法第124条第1項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。
  - (1)資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第 1982 号)又は石川県資源管理方針(令和2年石川県告示第 396 号)に照らして適当なものであること(協定が対象とする水産資源について資源管理基本方針に定められた法第 11 条第2項第2号の資源管理の目標の達成に向け効果的なもの又は石川県資源管理方針に定められた資源管理の方向性に沿った取組であると認められる資源管理措置が含まれているものであること。)。
  - (2) 不当に差別的でないこと。
  - (3) 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
  - (4)特定水産資源を対象とする協定にあっては、当該特定水産資源に係る知事 管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なもの であると認められるものであること。
  - (5)特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあっては、法及び法に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置(少なくとも当該協定に参加している者自らによる、当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告といった措置)が定められていること。
  - (6) 法第 124 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項の内容が、当該協定に 参加している者に過重な負担を課すものでないこと。

附則

この告示は、令和3年4月1日より施行する。